

北九州市議会の個人情報保護制度における対応について<中間取りまとめ>
北九州市個人情報保護審査会

条例制定における論点整理
(市議会個人情報保護条例制定に係る全体像について)

検討事項	市議会個人情報保護条例における規定の方向性
概 要	<p>【改正個人情報保護法における市議会】</p> <p>市議会は改正個人情報保護法の適用対象外となるため、市議会における個人情報の取扱いについて自律的に条例を規定する必要がある。</p> <p>一方で、市議会を除く市の機関は改正個人情報保護法の適用を受け、全国共通のルールの下で個人情報を取り扱うこととなる。</p>
論点及び検討概要	<p>◎市議会個人情報保護条例における規定の方向性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市議会と市の機関において、それぞれ別の規律の下で個人情報を取り扱うこととなると、市民の利便性を阻害するおそれがある。 ➡市民の利便性を考慮し、市全体としての統一性を確保するため、市議会に特有の事由があるもののほかは、改正個人情報保護法及び市個人情報保護法施行条例と同様の規定を市議会個人情報保護条例として定めることが望ましい。

審査会の 主な意見	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会の保有する個人情報は具体的にどのようなものがあるか。 →具体的には、議員の履歴や傍聴者の氏名等の情報。 ・データベース化されているのか。 →データベース化されているものもあるが、傍聴受付で氏名等を書いてもあつた紙など、データベース化されていないものもある。 ・議員の収集する個人情報は対象とならないのか。 →議会活動を行う場合には、職員がかかわるので対象となる。 議員活動は市議会事務局が把握しておらず、議員活動への過度に広範な規制になる可能性があるため対象とならない。 ・議員が個人で保有している個人情報を漏えいした場合、条例の規制の対象とならないのか。 →議員が個人で保有している個人情報はこの条例の対象外である。 <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員が個票4の開示・不開示情報の例外となる公務員に含まれるのであれば、議員個人の保有する個人情報だとしても、それを漏
--------------	---

	<p>えいした場合については条例の対象となるのではないか。</p> <p>→条例の対象とする個人情報とは市議会事務局が保有する個人情報であり、議員が議員活動で得た個人情報は、対象としていない。議員活動は広範囲にわたるものであり、それを制約することになりかねないため、条例の対象とすることは考えていない。</p> <p>・議員が保有する個人情報を漏えいした場合、法的に違反となり処罰されることはないのか。</p> <p>→議員が情報を漏えいした場合、それが既存の法律に違反するのであれば、その法律により罰せられる。議員活動に特化した個人情報についての罰則や制限は設けていない。</p> <p>・議員活動を縮小させる可能性があることは理解できるが、市民の個人情報を保護する観点から、市民に影響が出ないことが優先されるので、何らかの説明は必要ではないか。</p> <p>→本議会や委員会への出席等、議員の公務での個人情報は、議会事務局が管理できるが、議員が自身の支持者名簿を作った場合等は、それを議会事務局に提出してもらうことはできない。そのような情報を把握することは難しい。他自治体も同様の対応であると聞いている。</p> <p>・議員個人が持つ個人情報の中で、文字やデータベースになっているものがどれくらいあるのかというのは、現状として分からないということか。</p> <p>→議員個人が持つ個人情報を把握することは難しく、現状としては分からない。</p>
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○議会は改正個人情報保護法の適用対象外となっているが、市全体としての統一性の確保に加え、個人情報に関する全国共通のルールを規定するという法の趣旨に鑑み、基本的には市と同様の取扱いとすることが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票1）

検討事項	開示請求に係る手数料																															
関連条文	改正法	第89条第2項																														
	現行条例	第29条																														
概 要	<p>【開示請求に係る費用負担】</p> <p><改正個人情報保護法等></p> <p>条例で定める額の<u>手数料</u>を納めなければならないと規定しており、実費の範囲内であれば、算定方法を工夫した適当な額とすること（例：従量制など）や、手数料を徴収しない（無料とする）こととすることも可能とし、減免規定を置くこともできる。</p> <p>また、コピー代等の実費について<u>手数料とは別に徴収</u>することは可能である（手数料に実費相当額を含む場合は重複不可）。</p> <p>なお、国の行政機関の手数料として政令で定められている額は、保有個人情報記録されている行政文書1件につき、オンライン請求の場合は200円、それ以外の場合は300円である。</p> <p><現行条例></p> <p>手数料についての徴収規定はなく、<u>写しの作成及び送付に要する費用</u>を負担しなければならないと規定している。</p> <p>写しの作成に要する費用としては、文書又は図画については、モノクロ1枚につき10円、カラー1枚につき20円、電磁的記録については、用紙に出力した場合は用紙1枚につき10円等としている。</p> <p>また、生活保護を受給している場合等は、写しの作成及び送付に要する費用を徴収しないことができるとしている。</p> <table border="1" style="margin: 10px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">改正法</th> <th colspan="2">現行条例</th> </tr> <tr> <th></th> <th>施行令</th> <th></th> <th>規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手数料</td> <td>○</td> <td></td> <td>×</td> <td></td> </tr> <tr> <td>写しの費用</td> <td>—</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>郵送料</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>免除規定</td> <td>×</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				改正法		現行条例			施行令		規則	手数料	○		×		写しの費用	—		○	○	郵送料		○	○	○	免除規定	×		○	○
	改正法		現行条例																													
		施行令		規則																												
手数料	○		×																													
写しの費用	—		○	○																												
郵送料		○	○	○																												
免除規定	×		○	○																												
論点及び検討概要	<p>◎手数料の額をどのように規定するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例では、手数料を定めることはしていない。 ・改正個人情報保護法は、手数料を無料とし、これとは別に実費相当額について徴収することを可能としている。 																															

	<ul style="list-style-type: none"> ・現行条例は、規則で定める額を負担することとし、写しの作成に要する額を規則で定めている。 ➡現行どおりの費用負担とすることが望ましいと考える。
--	--

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー代以外の実費相当額とはどのようなものがあるのか。 <ul style="list-style-type: none"> →通常は紙媒体での交付だが、開示請求者がデータでの交付を希望した際に、対象文書を電子データに変換し、CD-Rにコピーして交付する場合のCD-Rに係る費用等である。 ・手数料とは別に実費相当額の徴収が可能となる場合とは、どういうことか。 <ul style="list-style-type: none"> →改正個人情報保護法は、開示請求者は条例で定める手数料を納めなければならないとしているが、市条例において手数料は無料としたうえで、別途、実費相当額を徴収することも可能。 <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・実費相当額の費用負担について、現在の減免(生活保護の受給等)以外の規定を設けることは検討しているのか。 <ul style="list-style-type: none"> →現行条例では、生活保護のほか災害等不時の事故により生活が困難となった場合及び市長等が公益上必要と認める場合に免除できるとしており、市議会においても市と同様の規定を設ける予定としている。 ・実費相当額について、請求者がCD-RやUSBといった媒体を自ら用意すれば費用は不要なのか。 <ul style="list-style-type: none"> →ウイルス感染といったリスク管理の観点から、業務用PCに外部から持ち込まれたUSB等を接続することは困難である。現在のCD-Rのように、市が用意した媒体(USB等)での提供については、ニーズ等を把握したうえで、今後検討させていただきたい。
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○開示請求に係る事務は、現行条例にもあることから、施行後も引き続き、これまでどおり、手数料の徴収は行わず、実費の範囲内で写しの交付に要する費用を徴収することが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票2）

検討事項		「条例要配慮個人情報」の規定
関連条文	改正法	第2条第3項、第60条第5項
	現行条例	第2条第4項
概 要		<p>【要配慮個人情報とは】 要配慮個人情報とは、本人の人種、信条等本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>【条例要配慮個人情報とは】 地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして、地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう。</p> <p>【本市における規定の要否】 条例要配慮個人情報に関する取扱いは、条例で規定した地方公共団体にのみ適用されるものであり、<u>条例要配慮個人情報を規定するかは、各地方公共団体に委ねられている。</u></p> <p>【条例での規定の適用範囲】 条例要配慮個人情報となる記述等を条例で規定する場合であっても、当該条例要配慮個人情報に係る条例の規定は、当該条例を定めた地方公共団体及び当該地方公共団体が設立する地方独立行政法人が保有する個人情報にのみ適用されることとなる。</p>
論点及び検討概要		<p>◎ 現行条例に定める要配慮個人情報と改正個人情報保護法に定める要配慮個人情報の内容(範囲)に差異はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例における要配慮個人情報の規定と改正個人情報保護法における要配慮個人情報の規定は<u>同一のものである。</u> <ul style="list-style-type: none"> ➡現行条例に規定されている要配慮個人情報について、改正個人情報保護法の適用後も同様の取扱いが可能となるため、条例要配慮個人情報を追加する必要はないと考える。 <p>◎ 要配慮個人情報に係る取扱いについて現行条例と改正個人情報保護法で差異はあるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行条例第6条第3項において、要配慮個人情報の取得については通常の個人情報に比べてより厳しく制限しているが、改正個人情報保護法ではこのような規定は置かれていない。 ・一方、改正個人情報保護法第61条は個人情報の保有は、法令の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限

	<p>って認められるとしており、実質的に個人情報を保有できる範囲は概ね同様であるとの見解が個人情報保護委員会（国）から示されている。</p> <p>➡現行条例と同等の保護が可能であり、取扱いに差異はないと考える。</p>
--	--

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・要配慮個人情報について、市が条例に規定する場合には配慮する必要があるが、条例には規定しないという整理でよろしいか。 →現行条例の規定と改正個人情報保護法の規定は同一であり、あえて条例要配慮個人情報を規定する必要はないと考えている。また、国の個人情報保護委員会も条例要配慮個人情報として想定しているものは特にないとの見解を示している。
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○現行条例及び改正個人情報保護法における要配慮個人情報の規定は同一であり、市と同一水準の保護を行うため、現行条例及び改正個人情報保護法における要配慮個人情報と同一の規定を置くことが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票3）

検討事項	個人情報ファイル簿の作成及び公表	
関連条文	改正法	第75条
	現行条例	第14条、第15条
概 要	<p>【個人情報ファイルとは】 保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために<u>特定の保有個人情報の検索を容易にできるように体系的に構成したもの。</u>（電子データ、紙媒体）</p> <p>【個人情報ファイル簿とは】 保有している個人情報ファイルについて、法定事項（名称、利用目的、収集方法、含まれる項目等）を記載した個票をまとめた帳簿をいう。 改正個人情報保護法の規定により、個人情報ファイルを保有する場合には、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならない。</p> <p>地方公共団体においては、条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿に加えて、別の個人情報の保有状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することができる。</p> <p>【現行条例との差異】 現行条例においては、改正個人情報保護法と同様、個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければならないとしており、<u>条例で義務付けている記載事項は、改正個人情報保護法における記載事項に含まれている。</u> なお、現行条例では個人情報ファイル簿の掲載対象としていた<u>本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについて、改正個人情報保護法では作成・公表の対象から除外されている。</u>また、同ファイルを作成した場合においても、提案募集の対象外である。</p>	
論点及び検討概要	<p>◎ 個人情報ファイル簿とは別の帳簿作成の必要性の有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルであっても、保有個人情報については適切な管理が必要である。 ・改正個人情報保護法施行後も、個人情報の適正な管理、本人の権利利益の保護の観点から、現行と同様の取扱いとすることが、望ましい。 ➡本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても同様に帳簿の作成、公表が必要と考える。 	

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公表とはどのような形で行うのか。 <ul style="list-style-type: none"> →個人情報ファイル簿については、紙媒体を市議会事務局等に備え付け、同内容のデータを市のホームページに掲載して公開する。 ・1,000人未満の個人情報ファイルについて、今後、作成・公表するのか。 <ul style="list-style-type: none"> →現行条例では、個人情報ファイル簿の作成・公表において、個人情報ファイルに記録される個人の数による区別を行っていないことから、今後も現行どおり作成・公表する。 <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の個票には1,000人未満の個人情報ファイルの例として「市議会事務局図書室利用者情報」と記載があるが、議会の個人情報ファイルなのに例として記載がない。 <ul style="list-style-type: none"> →前回の審査会で、市議会に対して質問がなく、市に対して質問があったものだが、市議会が回答する場合でも市と同様の回答となることから、記載していない。
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○個人情報の適正な管理及び本人の権利利益の保護の観点から、これまでどおり、現行と同様の取扱いを行うこととし、本人の数が1,000人未満の個人情報ファイルについても、帳簿を作成し、公表することが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票4）

検討事項	開示請求における不開示情報の範囲																																
関連条文	改正法	第78条																															
	現行条例	第18条（情報公開条例第7条）																															
概 要	<p>【不開示情報とは】 開示請求を受けた保有個人情報とは原則として開示するが、例外的に開示請求者以外の個人に関する情報等、本人や第三者の権利利益を害するおそれがある場合、事務・事業に支障が生じるおそれがある場合等に不開示とする情報をいう。</p> <p>【情報公開条例との整合性】 改正個人情報保護法は、改正個人情報保護法と地方公共団体が定める情報公開条例の整合的な運用を図るため、必要があれば、開示情報及び不開示情報を追加することができるとしている。その意味で、情報公開条例における先例も十分参考になるものとする。</p> <p>【現行条例及び情報公開条例との差異】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">改正法</th> <th colspan="2">現行条例</th> <th colspan="2">情報公開条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">2号ハ</td> <td>第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・職務遂行情報は開示</td> <td style="text-align: center;">2号ウ</td> <td>第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・<u>氏名</u>・職務遂行情報は開示</td> <td style="text-align: center;">1号ウ</td> <td>個人に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・<u>氏名</u>・職務遂行情報は開示</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3号</td> <td>法人情報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">4号</td> <td>(法人からの) 任意提供情報</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">3号</td> <td>(法人からの) 任意提供情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>(個人からの) 任意提供情報</td> <td>(個人からの) 任意提供情報</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">8号</td> <td>法令秘情報</td> <td style="text-align: center;">7号</td> <td>法令秘情報</td> </tr> </tbody> </table> <p>公務員の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員の氏名については、開示した場合、当該公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、私人の場合と同様に個人情報として保護に値すると位置付けられており、不開示情報から除外されていない。しかし、他の法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報については、例外的に開示することとなる。</p>					改正法		現行条例		情報公開条例		2号ハ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・職務遂行情報は開示	2号ウ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示	1号ウ	個人に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示	3号	法人情報	4号	(法人からの) 任意提供情報	3号	(法人からの) 任意提供情報		—	(個人からの) 任意提供情報	(個人からの) 任意提供情報		—	8号	法令秘情報	7号	法令秘情報
改正法		現行条例		情報公開条例																													
2号ハ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・職務遂行情報は開示	2号ウ	第三者に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示	1号ウ	個人に関する情報のうち、職務遂行に係る公務員の職名・ <u>氏名</u> ・職務遂行情報は開示																												
3号	法人情報	4号	(法人からの) 任意提供情報	3号	(法人からの) 任意提供情報																												
	—		(個人からの) 任意提供情報		(個人からの) 任意提供情報																												
	—	8号	法令秘情報	7号	法令秘情報																												

論点及び検討概要

◎公務員の氏名を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例においては不開示情報の例外（開示情報）としているところ、改正個人情報保護法では不開示情報とされている。
- ・行政機関（国）は、「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申し合わせ）により、職務遂行に係る情報に含まれる公務員の氏名については、特段の支障を生じる場合を除き、公にするものとしており、改正個人情報保護法第78条第1項第2号イに該当するものとして開示することとしている。
- ・本市においては、情報公開条例において、当該公務員個人の権利利益を害する場合を除き、不開示情報の例外として規定している。公務員の氏名について、情報公開請求及び保有個人情報開示請求の双方で、同様の取扱いとする必要がある。
➡開示・不開示情報の例外として規定することが望ましい。

◎任意提供情報を開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法人又は個人からの任意提供情報（他に開示しないことを条件に得た情報）について不開示情報としているところ、改正個人情報保護法では法人からの任意提供情報を法人情報として不開示情報としており、個人からの任意提供情報についての規定はない。
- ・しかしながら、個人からの任意提供情報については、改正個人情報保護法第78条第1項第2号の「第三者に関する情報」に含むと考えることが妥当であり、不開示情報として取り扱うことは可能。
➡不開示情報として規定する必要はないと考える。

◎法令秘情報を不開示情報とする規定の必要性の有無

- ・現行条例及び情報公開条例においては、法令秘情報（他の法令の規定により開示することを禁じられている情報）について不開示情報としているところ、改正個人情報保護法ではこれに相当する規定はない。
- ・法令秘情報については、通常、改正個人情報保護法第78条第1項各号のいずれかに該当するものと考えられるため、他の法令の規定の趣旨等を踏まえて実質的に判断する必要があると個人情報保護委員会が見解を示している。
➡不開示情報として規定する必要はないと考える。

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人又は個人からの任意提供情報とは、どういう情報なのか。 →現行条例では、任意提供情報として法人又は個人から開示しないとの条件で得た情報について不開示情報としている。改正個人情報保護法では、法人から得た任意提供情報については法人情報として不開示情報とされるが、個人から得た任意提供情報については規定がない。しかしながら、個人から得た任意提供情報は、その内容を開示することで当該個人を識別することができるものであるため、開示請求者以外の個人に関する情報に該当するとして不開示とすることができると考えている。 ・公務員の氏名を開示する場合、公務員に議員も含まれるのか。 →個人情報開示請求において、議員の氏名が記載されている可能性は低いですが、個人情報保護法の解釈では公務員に議員も含むため、条例でも含まれる。 <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・任意提供情報は具体的にはどういう情報か。 →議員の議会活動のサポートという業務内容から、積極的に第三者から情報提供を受けることがないため、現在、任意提供情報として保有する具体例はない。 ・任意提供情報がないなら条例に規定する必要はないと思うが、今後任意提供情報を取得する可能性があるから、市と同様の規定を置くこととしたのか。 →今後任意提供情報を取得する可能性はあるので、規定を置くこととした。
<p>中間取りまとめ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市と同様に、「公務員の氏名」については開示情報とし、一方で「公務員個人の権利利益を害するおそれがある場合」には不開示とする旨の規定を条例に置くことが望ましい。 ○法人又は個人からの任意提供情報について、市全体の統一性の確保のため、基本的には改正個人情報保護法及び市と同一の規定とすることが望ましい。そのため、個人からの任意提供情報について規定しないこととなるが、これについては市と同様に「第三者に関する情報」として取り扱うことができるため、問題ないと思われる。 ○法令秘情報については、開示を禁じる他の法令の規定の趣旨等を踏まえ、市と同様に、改正個人情報保護法第78条第1項各号の該当性について実質的に判断することが望ましい。

条例制定における論点整理（個票5）

検討事項		開示決定等の期限（開示・訂正・利用停止請求の決定期限）															
関連条文	改正法	第83条、第84条、第94条、第95条、第102条、第103条															
	現行条例	第23条、第24条、第34条、第35条、第42条、第43条															
概 要		<p>【開示決定等の期限】</p> <p>開示請求、訂正請求・利用停止請求（以下「開示請求等」という。）を受けた場合に、開示、一部開示又は不開示決定を行わなければならない期限をいう。</p> <p>開示請求等の手続に関する事項について、改正個人情報保護法が規定する開示決定等の期限の範囲内で、条例で規定することが可能である。</p> <p>【改正個人情報保護法と現行条例の比較】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正法</th> <th>現行条例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>15日以内</td> </tr> <tr> <td>開示延長決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>45日以内</td> </tr> <tr> <td>訂正(利用停止)決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>30日以内</td> </tr> <tr> <td>訂正(利用停止)延長決定期限</td> <td>30日以内</td> <td>30日以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※現行条例においては、起算日が請求のあった日</p>		改正法	現行条例	開示決定期限	30日以内	15日以内	開示延長決定期限	30日以内	45日以内	訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内	訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内
	改正法	現行条例															
開示決定期限	30日以内	15日以内															
開示延長決定期限	30日以内	45日以内															
訂正(利用停止)決定期限	30日以内	30日以内															
訂正(利用停止)延長決定期限	30日以内	30日以内															
論点及び検討概要		<p>◎決定期限について、改正個人情報保護法の規定する期限を短縮するか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開示請求等に係る決定期限については、現行条例では、それぞれ請求のあった日から起算して、15日、30日、30日と規定している。 ・現行条例の規定する期限とした場合、開示決定期限が請求のあった日から15日以内、延長決定期限が30日以内となり、開示請求に係る決定の全体の日数が現行条例よりも短縮される。 （改正個人情報保護法における延長期限が30日以内であるため、現行条例の45日以内とすることはできない。） ・改正個人情報保護法の決定期限（30日）を採用するとした場合、現行条例と比べ、開示請求者が開示決定等を受けるまでの期間が長くなる。 <p style="margin-left: 2em;">➡開示請求者の利便性を考慮し、これまでどおり、現行条例に規定する決定期限を維持することが望ましいと考える。</p>															

	<p>◎議長及び副議長が欠けている期間の決定期限をどのように定めるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員の任期満了や議会の解散等のため、議長及び副議長が共に欠けることが想定される。開示決定等は議長（議長が欠けているときは地方自治法第106条の第1項の規定により副議長）が行うことから、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は決定期限の期間から除くこととすることが望ましいと考える。
--	--

<p>審査会の 主な意見</p>	<p><第1回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会は保有する個人情報が少ないが、開示決定期限が15日必要なのか。 →開示・不開示について慎重に決定する必要があるため、15日を短縮することは難しいと考えている。 <p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の対象が事務局の保有する情報であれば、議長や副議長が欠けるときに事務局長の専決で対応できないのか。 →議会事務局の執行機関としての長は議長であり、地方自治法では、議長が欠けたときは副議長が対応するとしている。議員の任期満了の場合は議長、副議長ともに欠けることになり、決定権のある議長、副議長ともに不在となるため、執行できない。議会を代表するという意味から、事務局長による専決での対応は想定していない。また一般論として、専決を行う場合は専決規程を置くが、あくまで長としての議長が、法律や条例で与えられた権限を行使することが前提となるため、あらかじめ専決規程を置くことを前提として期間を設定することはできない。
<p>中間取りまとめ</p>	<p>○開示請求者の利便性等を考慮し、市と同様に、開示請求に係る決定期限を15日以内とし、延長決定期限及び訂正請求並びに利用停止請求に係る決定期限は30日以内とすることが望ましい。</p> <p>○議員の任期満了や議会の解散等のため、議長及び副議長が共に欠けている期間があるときは、当該期間の日数は決定期限の期間から除くこととすることが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票6）

検討事項		審査会への諮問（審査請求）
関連条文	改正法	第105条（行政不服審査法第81条）
	現行条例	第47条第1項
概 要		<p>【現行条例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開示決定等についての審査請求がなされた場合、条例に基づき設置している「個人情報保護審査会」に諮問している（第47条第1項）。 <p>【審査請求がなされた場合の諮問について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 改正個人情報保護法に沿った運用を行うため、審査請求がなされた場合、諮問を行う機関について条例で定める必要がある。
論点及び検討概要		<p>◎現行の個人情報保護審査会に、引き続き、諮問することとするか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査請求に係る諮問については、当事者双方の主張を踏まえた上で審議を尽くす必要があり、これまでの知見の積み重ねが重要であること、地方自治法上、議会には付属機関は設置できないと解されていることなどから、引き続き、現行の審査会に諮問することが望ましい。 <p>➡議会の条例に北九州市個人情報保護審査会に審査請求に係る諮問を行うことを規定する必要があると考える。</p>
審査会の 主な意見		<p><第2回目></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会の条例にも、市と同様に規定する必要があるのか。 <p>→地方自治法上、議会は付属機関の設置ができないと解釈されていることから、個人情報保護審査会へ諮問できるよう、市と同様に条例への規定が必要と考えている（個票7に記載）。</p>
中間取りまとめ		<p>○現行と同様に、個人情報保護審査会に諮問できるように、条例に規定することが望ましい。</p>

条例制定における論点整理（個票7）

検討事項		審査会への諮問（審査請求以外）
関連条文	改正法	第129条
	現行条例	第47条第2項
概 要		<p>【審査会への諮問（改正個人情報保護法）】</p> <p>改正個人情報保護法では、地方公共団体の機関は、<u>個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合には、条例で定めることにより、審議会等に諮問することができる旨規定されている（第129条）。</u></p> <p>【審査会の所掌事務（現行）】</p> <p>審査会の現行の所掌事務については、次のとおり整理できる。</p> <p>(1) 審査請求についての調査審議</p> <p>(2) 個人情報保護制度の運営に関する審議等 （条例改正、特定個人情報保護評価に関する第三者点検等）</p> <p>(3) 保有個人情報に係る審査会への意見聴取、報告等</p> <p style="padding-left: 2em;">*意見聴取事項（個人情報の保有の制限、目的外利用等）</p> <p style="padding-left: 2em;">*報告事項（オンライン結合提供、存否応答拒否等）</p>
論点及び検討概要		<p>◎審査会に対する諮問をどうするか</p> <p>・市議会が個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要な場合に審査会に諮問するため、議会の条例に規定する必要があると考える。</p> <p style="padding-left: 2em;">➡審査会への諮問について、条例で規定する必要があると考える。</p>
審査会の 主な意見		<p><第2回目></p> <p>・議会は改正法の適用を受けないことから、現行条例47条に規定する(1)～(3)の全てが諮問対象となるのか。</p> <p style="padding-left: 2em;">→諮問対象について、専門的な知見に基づく意見を聞く場面として概括的に定める予定としているため、現行条例で規定する諮問事項については、今後も諮問対象になると考えている。</p>
中間取りまとめ		<p>○現行と同様に、個人情報保護審査会に諮問できるように、条例に規定することが望ましい。</p>